# 男女共同参画啓発教材

# 小学生(高学年)対象 活用手引書



■発 行:佐賀県 平成24年3月

■製 作:佐賀県立男女共同参画センター

■企画·協力:男女共同参画啓発用資材作成委員会

問い合わせ先:佐賀県立男女共同参画センター 〒840-0815 佐賀市天神3丁目2-11 TEL 0952-26-0011 FAX 0952-25-5591 E-mail danjo@avance.or.jp

# 自分のことが好きですか? (表紙)

#### [ねらい]

- ①人は皆、一人一人違いがあり、それは大切な 個性であることに気づく。
- ②人は皆、自分を大切にし、大切にされる存在 であることに気づく。



#### 学習活動例

# 1. 表紙に登場している子どもたちは、どんな特徴があるか考える。

#### 指導上の留意点

- ●8人の子どもたちに名前をつけたりしながら、その 子たちの特徴をみんなで考えさせたい。
  - (例)・めがねをかけている。
    - ・顔の色が白い。
    - ほくろがある。
    - ・髪の毛の色が金色。

など

- 2. それぞれのもつ特徴に優劣はないことに気づく。
- 3. 自分の特徴(個性)を考え発表したり、友達の発表を聞いたりする。
- 4. 自分も友達も、みんな好きになったら楽しいことに気づく。

- ●「どの子がよくて、どの子がいけない」ということがあるか問いながら、みんな素敵な存在であることに気づかせる。またそれぞれの特徴を「個性」ということを教える。
- ●身体の特徴だけではなく、好きなこと・嫌いなこと・ 大切にしている事(物)・性格など、いろんな視点で 自分を見つめてみることをアドバイスする。
- ●友達への質問タイムなども入れながら、お互いの存在に関心をもたせ、楽しい時間とする。
- ●自分のことを友達に伝える喜びと、友達のことを知る楽しさを感じさせたい。また、自分のことを話しても友達が楽しく聞くことで自己肯定感を育てたい。

# 自分のからだ(P2)

#### 【ねらい】

- ①大人に近づいている体の変化を、当り前のこととして肯定的にとらえることができるよう 理解を深める。
- ②発育の男女差より、個人差の方が大きいこと を知る。



#### 学習活動例

- 1. 生まれた時の身長体重と、今の自分の身長と体重を知り、どれくらい大きくなったか計算する。
- 2. 身長体重以外にも、生まれてから死ぬまでの間に体が変化していくことを知り、どんな変化があるか発表する。
- 3. 男女の発育の違いについて、知っていることを発表する。
- 4. 発育の男女差は、ホルモンの働きが原因であることを知る。ホルモンの働きや量など、一人一人違っているため、発育の男女差より一人一人の個人差の方が大きいことを知る。

## 指導上の留意点

- ●生まれた時の身長体重については、事前に調べさせておくが、わからない場合は身長50cm体重3kgで考える。
- ●個人差が大きいことをおさえる。
- ●特に大きく変化する時期を思春期といい、男子で射精、女子で月経があることを知らせる。(※初めての射精のことを精通、初めての月経のことを初経ということにもふれる)
- ●体が変化していく様子や大きさ、かたち、色などみん な一人一人違っていることを知らせる。
- ●男子には男性ホルモンだけが、女子には女性ホルモンだけが流れているわけではなく、男女ともに2つのホルモンが存在し、そのバランスの違いによって体が発育していく。そのため男女は似ているところがたくさん出てくることを知らせる。

#### 【解説】

- ①子どもの体や心の発達には、個人差があるので発表の際など十分配慮する。
- ②月経と射精を、「子どもを持つためだけの変化」としてとらえず、自分自身の健康のために体の調子を教えて くれるサインとしてとらえることが大切であることを伝える。

# 自分のいのち(P3)

#### 【ねらい】

- ①着床から出産までの様子を知らせ、赤ちゃんにはお母さんの助けを借りながら、自分の力で生まれようとするたくましい生命力があることを知る。
- ②赤ちゃんの生命力を知り、自分は産んでも らったのではなく、自ら主体的に生きようと して生まれてきた命であることに気づく。



#### 学習活動例

1. 教材のイラストを見せ、子宮の中にぷかぷか浮いている胎児の様子から不思議だなと思ったことを自由に発表する。

#### (予想される発表)

- ア) この管はなに? どこにつながっているの?
- イ) 栄養はどこから?
- ウ) うんこやオシッコは?
- エ)指しゃぶりをしているのはなぜ? など

- 2.「へその緒」を流れる血液は誰の血液か考え、その理由を発表する。
- 3. 赤ちゃんの生命力について感じたことを発表する。
- 4. 家族から聞いてきた、自分の誕生前後の様子を発表する。(※家族からの情報を利用する場合は、家庭環境に十分配慮し、場合によっては利用しないこともある。)

## 指導上の留意点

●参考図書「素敵な部屋からこんにちは」 (グラフ社/著者: W・ブレインホルスト/島村力訳)

#### (予想される発表に対応する答え)

- ア) 管はへその緒といいます。へその緒は、お母さんからの栄養や酸素が集められている胎盤につながっています。
- イ)へその緒を通して、胎盤という栄養のタンクから吸いとっています。
- ウ) うんこはしていないけど、羊水という水を飲んで、きれいにしてからおしっことして出しています。※羊水とは自分を守ってくれる水(クッションの役目)です。
- エ)生まれてから、すぐおっぱいを飲むための練習 をしています。
- ●胎盤についてはあまり詳しく説明せず、赤ちゃんは 自らの細胞から胎盤を作り出し、更に自分で作り出 した心臓を使って血液を送り出し、胎盤から自分に 必要な酸素と栄養を取り入れているという、たくま しい生命力を強調したい。
- ●赤ちゃんの持つ力
  - ・羊水をいつもきれいにしている
  - ・出産のスタートのサインを赤ちゃんが出し、それによって陣痛がおこる。など
- ○このページで学習した赤ちゃんの生命力は、全ての 子どもたちが持って生まれてきたものだということ を伝える。

#### 【解説】

赤ちゃんは、自分に悪い影響を与えるものも取り込んでしまうことを知らせる。(たばこ、アルコール、薬など)

# 大人になったら(P4)

#### 【ねらい】

大人が取り組んでいる仕事や活動、社会での関わりに気づきながら、将来の自分の生活について関心をもち、これから目標をもって生活しようとする意欲をもつ。



#### 学習活動例

- 1. 将来どんな大人になりたいか、考え発表する。
  - こんな仕事をしたい。
  - ・子どもを何人もちたい。 など
- 2. 教材の絵を見て、どのような絵か考える。
  - •仕事 •家庭生活 •趣味
  - ・ボランティア ・地域活動 など
- 3. 自分は、どんな大人になりたいか、そのためにどんな ことに取り組んでいくのか、考え話し合う。
- 4. 学習を振り返る。

# 指導上の留意点

- ●こんな職業に就きたい、心の優しい大人になりたい など、さまざまな意見を出させる。
- ●人は仕事だけでなく、社会とのさまざまな関わりの中で生きていることに気づかせる。
- ●仕事のこと、自分のこと、社会との関わりなど、観点を示して書かせることも考えられる。
- ●友達と考えを交流させ、将来の生活について、より関心をもたせる。
- ●これからの将来に向けて意欲をもたせる。

#### 【解説】

将来の自分の生活を考えるとき、1999年に制定された男女共同参画社会基本法をおさえておきたい。第2条(定義)にあるように、「男女が、社会の対等な構成員」として、「自らの意思」によって、「社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保」され、男女が均等に「政治的、経済的、社会的、及び文化的利益を享受」することができ、かつ、「共に責任を担うべき社会」を形成することに、日本は取り組んでいる。

# 1. 将来どんな大人になりたいですか?

### 2. 何についての絵かな?



- 3. 自分がなりたい大人に向けて、どのようなことに取り組んでいくか考えてみよう。
  - ・仕事のことについて
  - ・自分のことについて
  - ・社会との関わりについて
- 4. 今日の学習を振り返って、自分の将来に向けて楽しみなことを書こう!

# 比べてみよう(P5)

#### 【ねらい】

県内の同年代の将来の夢と、世界の友達の夢を 比べながら、その違いに気づくとともに、一人 一人が夢を実現させ続けていくためには、どの ようなことが必要か考える。



#### 学習活動例

- 1. 県内と4か国の将来の夢を比べ、気づいたことを話し合う。
  - ・私と同じ夢をもっている友達が世界中にいる。
  - ・世界には、いろんな夢をもっている友達がいる。
  - ・国、男女の違いによって夢の種類や順位に違い がある。 など
- 夢をかなえるためには、どんなことが必要か考え、発表する。
- 3. 学習を振り返る。

# 指導上の留意点

●同じ年代の友達でも、さまざまな考えがあることに 気づかせる。

- ●夢を実現させるために、努力を続けた有名人を紹介 することも考えられる。
- ●これから、夢の実現に向けてどのようなことに気を つけて、生活していこうと思ったか、発表させる。

# 何にでもなれる(P6)

#### 【ねらい】

一人一人がさまざまな分野において、性別にとらわれず自分の興味や希望にあった職業を選択できることを知り、個性と能力を十分に発揮することの大切さに気づく。



#### 学習活動例

- 1. どんな職業を知っているか発表する。
- 2. その職業についている人は男性が多いか女性が多いか考える。
- 3. 教材を見て、自分の個性と能力によって職業を選択した先輩がいることを知る。
  - ・女性の蔵元
  - ※蔵元とは日本酒の製造から販売までの総責任者 を指す
  - ・女性の教官
  - ・男性の花屋
- 4. 学習を振り返る。

## 指導上の留意点

- ●お家の方の職業や身の回りにある職業、テレビで 知っている職業など、たくさん意見を出させる。
- ■職業選択は性別に関わらず、自分の判断によってできることを考えさせる。
- ●教材を見た感想を話し合わせることも考えられる。
- 教材に出てくる先輩の他にも、女性の運転手や消防士、男性の看護師や保育士がいることなどを伝えたり、その他にも身の回りにそのような人がいないか発表させたりすることも考えられる。
- ●性別にとらわれることなく、一人一人が個性と能力を十分に発揮して、職業を選択し自己実現を図ることの大切さに気づかせる。

# やりたいこといっぱい(P7)

#### 【ねらい】

仕事以外にも、自分の生きがいをもって活動している人々を知り、自分のやりたいことや興味のあることを大切にして将来を考え、目標をもって生活しようとする意欲をもつ。



# 指導上の留意点 学習活動例 1. 大人になっても、続けていきたいことや、大人に ●指導者のことを例に話すことも考えられる。 なってチャレンジしてみたいことを発表する。 2. 教材を見て、仕事以外にもさまざまなことにチャレ ●お家の方のことなど、身近なところでチャレンジし ている方のことを発表させ、自分のことも大切にし ンジしている人のことを知る。 ・バンド活動している方 ながら生活していることに気づかせる。 読み聞かせの方 ・車いすバスケットの方 ・イベントなどを企画する方 ●生きがいをもつことで、生活が豊かになることに気 3. なぜ、そのような活動をしているのか考え、話し合 う。 づかせたい。 4. 学習を振り返る。 ●自分のやりたいことや興味のあることを大切にして 将来を考え、目標をもって生活しようとする気持ち をもたせたい。

# 自分の家の中の仕事を考えてみよう(P8)

#### 【ねらい】

家庭生活の中で、誰かの負担が重くなっている ことに気づき、家族一人一人が協力してするこ との大切さを知る。また、自分にできる仕事を やろうという気持ちを育てる。



## 学習活動例

- 1. 自分の家の中の仕事について教材に書いたり、気づいたことを発表する。
  - (※家族からの情報を利用する場合は、家庭環境に十分配慮する。)

- 2. 別紙 2 のグラフ①②を見せる。
- 3. みんなで分担するために、自分たちでできる仕事はないか考え、話し合う。
- 4. 学習を振り返る。

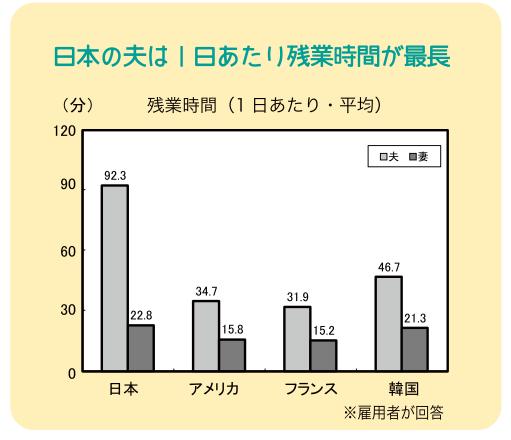
#### 指導上の留意点

- ●指導者の家の中での仕事について話すことで、たく さんの仕事があることに気づかせるとともに、自分 の家でのことを考えさせる。
- ●毎日たくさんの家の仕事があり、必ず家族の誰かが その仕事をしていることに気づかせる。家族の中で、 誰かの負担が重くなっている場合は「その人がする のが当たり前だろうか?」と投げかけ、男女の役割や 誰がしなければならないという決まりはないことに 導く。
- ●現状について知らせる。
- これまでに自分がやったことのある仕事や続けてしている仕事がある子に、どんな仕事をしているかを発表させ、活動への意欲付けをする。
- ●今の生活ができることに感謝し、家族一人一人が協力していくことの大切さを気づかせる。
- ●今日の学習を踏まえて、自分の家庭で家族みんながよりよく生活していくためにはどうしたらいいかを考えさせる。

#### 【解説】

「男は仕事・女は家庭」などの『固定的性別役割分担意識』の解消が男女共同参画社会の形成に必要不可欠であり、誰もが個性や能力を尊重される社会の実現につながっている。

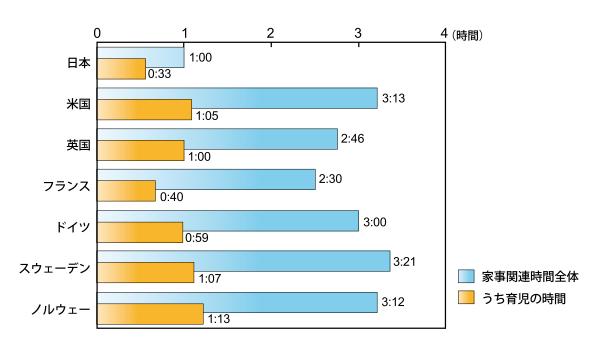
#### グラフ①



連合総研「生活時間の国際比較-日・米・仏・韓のカップル調査」の概要(2007年11月調査)より

#### グラフ②

# 6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間 (1日当たり)

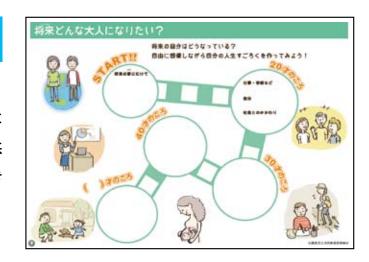


内閣府「男女共同参画白書」(平成23年版)より

# 将来どんな大人になりたい? (P9)

#### 【ねらい】

自分の将来や社会の未来について考えることをとおして、家庭や地域、社会の一員として共に生きていこうとする意欲をもつことができる。



#### 学習活動例

- 1. これまでの学習を踏まえ、改めて将来どんな大人になりたいかを考え、みんなで話し合い、自分の「人生すごろく」を作成する。
  - ・仕事について
  - 社会との関わりについて
  - 自分のことについて

2. 学習を振り返る。

# 指導上の留意点

- ●「P4大人になったら」でも将来どんな大人になりたいかを考えたが、学習を踏まえて児童の考え方がどう変わったのかということにもふれる。
- ※教材のイラストを参考にさせ、仕事だけでなく、自分 の生活や社会との関わりについてもふれるように促 す。
- ●人生すごろくについて
  - ・記入が難しい児童には、指導者が自分の体験を話して聞かせてみるのもよい。
  - ・小さな枠についても、自由に記入させる。
  - ・最後の枠の年齢は、児童に設定させる。
- ●自分の将来は、家庭や地域、社会との関わりが欠かせず、その一員として共に生きていこうとする意欲をもたせる。

# 自分のことが好きですか(P10)

#### 【ねらい】

自分について考え、自分の存在への肯定感を高め、自己尊重感を養う。



## 学習活動例

- 1. これまでの学習を振り返る。 体のこと、命のこと、大人になるということ、仕事の こと等について思い起こしてみる。
- 2. 教材の文章をみんなで読み、感じたことを自由に発表させる。
- 3. 自分のいいところ、得意なことを書いてみる。
- 4. ほめあいゲーム

5. 自分のよいところ、ステキなところを見つけること ができてどんな気持ちか発表する。

#### 指導上の留意点

- この世にたった一つしかない自分だけの体、自分から生まれてきた、かけがえのない命について、改めて気づかせる。
- ●感じていることを素直に出させる雰囲気をつくる。 参考図書「自分を好きになる本」 (径書房/パット・パルマー著/egPress訳)
- メッセージカードなどの利用
- ●〈ほめあいゲームの実施〉

#### 【例1】

- ①4~5人で輪をつくって座る。
- ②右隣の人のステキなところを順番に言う。(※一周回ったら逆回りでしてみてもよい)

#### 【例2】

- ①児童の机の上に1枚紙を置いておく。
- ②児童は友達の机の紙に、その子のステキなところ を書いてまわる。
- ③児童は自分の席に戻り、友達が書いてくれた自分 のステキなところを読む。
- ※ステキなところとは 性格、表情、得意なこと、生活習慣など

## 男女共同参画用語集

#### ●アンペイドワーク

無償労働。賃金、報酬が支払われない労働や活動のこと。具体的には、主に女性が担っている家庭内での家事・育児・ 介護、農林水産業・商工自営業の家族労働など。

#### M 字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

#### ●女性のエンパワーメント

女性が自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、文化的な力をつけるとともに、それを発揮し、行動していくことをいう。第4回世界女性会議の北京宣言および行動要領では、この「女性のエンパワーメント」が真の男女平等を達成する上で不可欠なキーワードであることが示されている。

#### ●クオータ制

議会や審議会など公的機関や政党などで、構成する人員の性別が一方に偏らないように、一定の枠を割り当てる制度のこと。北欧諸国を中心に広がり、ノルウェーのクオータ制では、すべての審議会・委員会・評議会で一方の性が40%以下となってはならないと定めている。

#### ●固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

#### ●ジェンダー (gender)

人間は生まれついての生物学的性別(セックス /sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー /gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

#### ●ジェンダー・イクオリティ(gender equality)

両性の社会的平等。性別役割を超え、両性間にある不均衡な力関係の解消された状態。

#### ●ジェンダー・バイアス (gender bias)

後天的につくられた社会的性差 (男らしさ・女らしさ) などによってうまれる認知の歪み、決めつけ、思いこみなど。 また、性による区別や男女の非対称的な扱い。

#### ●性的自己決定権

女性の人権として提起されてきた重要な概念であり、性的自由の基礎となる概念。人は誰でも人間として尊重される権利を持ち、誰からも性的行為を強要されてはならない。女性の「NO」は「NO」であり、性的行動を自分で決める権利をもつ。

#### ●セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要など、様々な態様のものが含まれる。セクハラが発生した場合、そのセクハラのために勤務環境が害されたり、被害職員が職場において不利益を受けたりすることが考えられ、改正男女雇用機会均等法では「事業主は、職場におけるセクハラをなくすため必要な対策をとらなければならない。」と定めている。

#### ■ポジティブ・アクション

積極的改善措置。社会的・構造的な差別によって、現在不利益をこうむっている集団(女性や人種的マイノリティー)に対して、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会等を実現することを目的とした、暫定的な措置。

#### ●リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

女性が自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利をいう。1994年カイロで開催された国連の国際人口・開発会議において提唱された考え方で、男女が共に持つ権利だが、とりわけ女性の重要な人権とされている。いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由等が含まれる。

#### ●ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる 状態のこと。

## 男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日法律第78号)

目次

前文

- 第1章 総則(第1条-第12条)
- 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条-第20条)
- 第3章 男女共同参画会議(第21条-第26条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 2 1 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体 及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現すること の緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、 共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
  - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、 男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因と なるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をで きる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その

他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画 社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

#### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会 の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な 事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的 に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努

めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、 これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の 形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他 男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとす る。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本 的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
  - 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
  - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

(組織)

- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に 必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要 な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法 (平成9年法律第7号) は、廃止する。

附 則(平成11年7月16日法律第102号)(抄)

(施行期日)

- 第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 略
  - 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日 (委員等の任期に関する経過措置)
- 第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
  - 一から十まで 略
  - 十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成11年12月22日法律第160号)(抄)

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。